

令和元年10月1日以降の施設使用から 公共施設などの使用料が変わります

7月1日以降の使用申込みから

令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が改定されるに伴い、10月1日以降に公共施設などを使用する場合の使用料が変わります。

10月1日以降に施設を使用する場合は、7月1日から9月30日までに施設予約・使用料の支払いをする場合も、変更後の使用料が適用されます。

施設名		旧料金(現料金)		新料金(R1.10.1~)		
		使用料金	照明料金	使用料金	照明料金	
学校開放施設	小学校	体育館	320円	200円	320円	200円
		運動場	320円	1,520円	320円	1,540円
		普通教室	220円	無料	230円	無料
		特別教室	270円	無料	280円	無料
	中学校	体育館	320円	200円	320円	200円
		武道場	320円	200円	320円	200円
		運動場	320円	1,940円	320円	1,980円
		普通教室	220円	無料	230円	無料
		特別教室	270円	無料	280円	無料

施設名	旧料金(現料金)			新料金(R1.10.1~)			
	使用料金	照明料金	冷暖房料金	使用料金	照明料金	冷暖房料金	
コミュニティセンター	ふれあいホール(全面)	320円	200円	330円	210円		
	多目的室	270円	200円	280円	210円	880円	
	視聴覚室	270円	無料	220円	280円	無料	230円
	研修室3	220円	無料	220円	230円	無料	230円
	健康室	270円	無料	220円	280円	無料	230円

施設名	旧料金(現料金)	新料金(R1.10.1~)
都市公園 ※三兼池公園、仲畑中央公園、 大池公園(旧光ヶ丘近隣公園)、 つつじヶ丘近隣公園のこと。	320円	330円